

声明

1 本日、東京高等裁判所（第24部民事部三輪和雄裁判長）は、2006年1月3日早朝に発生した、米兵リース・ジュニア・ウィリアム・オリバーの佐藤好重さんに対する強盗殺人事件の国家賠償等請求事件について、控訴を棄却する不当判決を下した。

横浜地裁の原審判決は、米兵リースに対し高額賠償を命じ（確定済み）、さらに、長年にわたって、公務外の犯罪は米兵個人の問題としてきた国の主張を明確に退け、米兵犯罪が、勤務時間外において職務の執行とは関係なく行われたものであったとしても、米軍上司の監督義務違反となって、民事特別法1条の賠償の対象となりうることを明らかにしたものの、本件では、具体的な監督義務違反は無い等として請求を棄却したため、原告が米軍・国に対する責任部分のみを控訴していたものである。

2 判決は、米兵リースが、横須賀基地から約1キロメートル離れた道路上で、横須賀基地へ勤務ために戻るべく、被害者に対し、横須賀基地への道を尋ねて近づいて本件犯行に及び、勤務開始時間の18分前から7分前まで、暴行行為を続けていたのであるから、その行為は「その職務を行うについて」のものにほかならない旨の控訴人（原告）の主張を排斥した。

また、本件事件の僅か3年4か月前である2002年8月には、米兵による強盗事件が多発し、そのために空母キティホークの艦長が更迭されたことをはじめとして、本件以前にも米兵犯罪が発生していたこと、飲酒による米兵犯罪が多発していたにもかかわらず、飲酒規制をしていなかったこと、リバティカードプログラムの運用が、ずさんなものであったこと等の実態が存在していたにもかかわらず、「米兵を酔ったまま出勤させない、睡眠不足で出勤させない、遅刻させない」という、極めて基本的な監督行為を、米軍上司らが怠ったものであり、監督義務違反の違法性が認められて当然である旨の控訴人の主張も排斥した。

しかしながら、飲酒による米兵犯罪が繰り返され、米軍自体がそれを公言していたような状態であったにもかかわらず、米兵に対する飲酒規制さえも実施しなかったために、米兵リースが前夜10時から翌朝まで夜通し飲酒をした末に、またもや米兵犯罪事件が繰り返されたという本件事件についてまでも、未だ米軍の監督義務違反がないというのであれば、結果的に、米軍・国が米軍犯罪について責任を問われることはないと等しい。

しかも、判決は、本件犯行が米軍において殺人・戦闘訓練を受けた軍人による残忍な犯行であったことについても何ら考慮せず、米兵リースによって奪われた日本国民の尊い生命をあまりに軽視したものである。

これでは、日本国における米兵・米軍属による犯罪の続発を防止することは不可能に近く、司法権の責任放棄であり、本判決は厳しく糾弾されるべきである。

3 これまで、公務時間外の米兵・米軍属犯罪については、米軍や国には責任が無いとされてきた。そのような中では、事件が起きる度に、アリバイ的に米軍や国による再発予防策が発表され、深夜外出規制や深夜飲酒規制が行われても、その違反は事実上黙認され続けた。

2009年5月20日、横浜地方裁判所第5民事部が下した本件の原審判決は、米軍が、米海軍規則第7章に基づく規則によって、米兵に対し、公務時間外の行為であっても、米軍上司の監督権限が及んでいることを明らかにし、それまで約半世紀にわたって、一律に、公務時間外は米兵個人の問題としてきた国の態度に、大きく反省を迫るものではあったが、結果的には、監督義務違反を認めるには至らなかった。その結果、米兵・米軍属による犯罪事件は、その後も発生し続けた。

そして、本日の高裁判決も、基本的に、この一审判決を追認したものであって、米兵犯罪の根絶を願う国民の要求に背を向けるものとなっている。

「米軍や国の責任が明確にされない限り、米軍犯罪は止むことがない」というのが、被害者たちの率直な想いである。

米軍と国は、その責任の自覚の上に立って、今こそ、米軍犯罪を撲滅するための真剣な対策を行すべきである。また、米軍犯罪の続発を許している、不当な日米安保地位協定を、直ちに見直すべきである。

さらには、米軍犯罪による1人の犠牲者も出さないようにするために、日米安保条約を破棄し、わが国から米軍基地を無くすべきである。

4 原告と弁護団及び支援する会は、これまで本事件を支えて戴いた全国の支援にお礼を申し上げるとともに、今後も、米軍犯罪の根絶をめざして、全力で闘い続ける決意である。

2012年6月22日

横須賀米兵強殺事件国家賠償訴訟原告
同
弁護団
山崎さんを支援する会